

！！工事費内訳書の記載忘れに注意！！

# 工事費内訳書末尾に 記載項目を追加しています。

工事原価				式	1		0
	一般管理費等			式	1		
工事価格				式	1		0
消費税相当額				式	1		0
工事費計				式	1		0

(直接工事費のうち、労務費 円)  
(直接工事費のうち、材料費 円)  
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 円)  
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金 円)  
(工事原価のうち、安全衛生経費 円)

工事費内訳書の末尾に、  
**労務費等を記載いただく行を追加**  
しています。  
こちらにも忘れずに記載ください。

記載が漏れていると  
**入札が無効**となります。

令和8年3月31日までに入札手続を開始した工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

金額の記載が困難な場合は、次頁をご覧ください。

# 金額の記載が困難な場合

すべてを計上できない場合、  
**「算出不能」**、**「計上不可」**等、  
その旨がわかるように記載すること。

一部のみ計上できない場合、  
**計上可能な分のみ**を記載し、  
**「一部のみ計上」**等記載すること。

この取扱いが認められるのは、「法定福利費」以外の4項目に限ります。  
また、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により  
算出が困難な場合に限ります

## 記載例

**法定福利費は記載が必要**です！！

(直接工事費のうち、材料費 \*\*\*\* (一部のみ計上) 円)

(直接工事費のうち、労務費 **算出不能** 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 \*\*\*\* 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 \*\*\*\* 円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 \*\*\*\* 円)

- 材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金について、全て計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合は計上可能な分のみ記載ください。

詳細は次頁をご覧ください。

# 直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について 国土交通省

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
  - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
  - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 **\*\*\*\*** (一部のみ計上) 円)  
 (直接工事費のうち、労務費 **算出不能** 円)  
 (現場管理費のうち、法定福利費 **\*\*\*\*** 円)  
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 **\*\*\*\*** 円)  
 (工事原価のうち、安全衛生経費 **\*\*\*\*** 円)

○ 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。  
 ○ すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始した工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。